

子育て世帯への給付金について（報告）

1 子育て世帯への臨時特別給付金

（11月22日のこどもPTで先行給付を、12月15日のこどもPTで現金での一括給付を決定済）

（1）目的

令和3年11月19日に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

（2）支給対象者

令和3年9月分児童手当受給者及び令和3年9月30日時点で高校生又は新生児を養育する者等（令和2年分の所得が児童手当特例給付水準となる者を除く。）

（3）給付内容及び支給時期

対象児童1人当たり10万円の現金一括給付

12月27日支給予定。以降、順次給付

（4）対象世帯数、対象児童数（見込）

対象世帯数 約115,000世帯

対象児童数 約183,000人

（5）予算措置等

予算額（概算） 18,415,330千円（事業費18,300,000千円、事務費115,330千円）

財源 新型コロナウイルス感染症対策予備費等に基づく交付金（事業費、事務費とも10/10国庫補助）

2 子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金（4月14日の本部会議で実施決定済）

（1）目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

（2）支給対象者

ア ひとり親世帯 令和3年4月分の児童扶養手当受給者等

イ ひとり親世帯以外の子育て世帯 令和3年度住民税非課税の子育て世帯等

※感染症の影響により家計が急変し、上記と同等水準の所得となった場合を含む

（3）給付内容

対象児童1人当たり5万円の現金給付

（4）支給状況（11月末時点）

	対象児童数見込	支給済児童数	支給済額
ひとり親世帯	10,600人	8,780人	439,000千円
ひとり親世帯以外	13,000人	11,818人	590,900千円

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

1 概要

令和3年11月19日に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から10万円相当を支給する子育て世帯への臨時特別給付について、「子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付」とされている部分(追加支給分)を現金として支給することとし、先行して支給することとしている5万円の給付金(先行支給分)と併せて、一括で支給する。

2 給付内容

(1) 支給額

先行支給分と追加支給分を合わせて対象児童1人当たり10万円の現金を一括支給

(2) 支給時期

令和3年9月分(10月分)の児童手当受給者及び基準日時点での児童扶養手当受給資格者のうち本給付金の支給要件を満たすことが確認できる者については、令和3年12月27日に支給する。

3 対象世帯数及び対象児童数(見込)

対象世帯数 約115,000世帯

対象児童数 約183,000人

4 予算措置等

(1) 国庫補助(令和3年度予算)

新型コロナウイルス感染症対策予備費等に基づく交付金
(事業費、事務費とも10/10国庫補助)

(2) 予算額(概算)

18,415,330千円

	予算額合計	先行支給分(補正予算議決済)		追加支給分 (追加補正予算)
		令和3年度執行分	債務負担行為分	
事業費	18,300,000千円	9,150,000千円	-	9,150,000千円
事務費	115,330千円	93,404千円	14,030千円	7,896千円
合計	18,415,330千円	9,243,404千円	14,030千円	9,157,896千円

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

1 概要

令和3年11月19日に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。

2 基準日

令和3年9月30日

3 支給対象者（予定）

- (1) 令和3年9月分（9月出生の児童は10月分）児童手当受給者（特例給付受給者を除く）
 - (2) 基準日時点で高校生（※）を養育する者（上記（1）に該当する者を除き、令和3年度所得が児童手当所得限度額未満の者に限る）
 - (3) 基準日時点で高校生が委託されている里親等又は高校生が入所若しくは入院している障害児入所施設等の設置者
 - (4) 基準日の翌日から令和4年3月31日までに出生した児童（新生児）を養育する者（令和2年所得額が児童手当所得限度額未満の者に限る）、新生児が委託されている里親等又は新生児が入所している障害児入所施設等の設置者
- （※）平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童（配偶者を有する者を除く）

4 給付内容

対象児童1人当たり5万円の現金給付

5 対象世帯数及び対象児童数（見込）

対象世帯数 約115,000世帯

対象児童数 約183,000人

6 申請の要否及び支給時期（予定）

（1）申請が不要な者（「プッシュ型」での支給）

ア 令和3年12月中に支給

①公務員以外の令和3年9月分（10月分）児童手当受給者

※原則として高校生のきょうだい分も合わせて支給

【対象世帯約92,500世帯、対象児童約151,000人】

②児童扶養手当受給者のうち公簿等により支給要件が確認できる者

※他市町村への照会を要する場合等は、令和4年1月以降に支給要件を確認の上、順次支給

【対象世帯約1,500世帯、対象児童約2,500人】

イ 令和4年1月中に支給

里親等及び障害児入所施設等の設置者（令和3年9月分（10月分）児童手当受給者）

ウ 児童手当の受給資格認定後に順次支給

①新生児に係る公務員以外の児童手当受給者

【対象世帯約4,700世帯、対象児童約4,700人】

②新生児に係る里親等及び障害児入所施設等の設置者

（2）申請が必要な者（令和4年2月末までに順次支給を開始）

①公務員の令和3年9月分（10月分）児童手当受給者

【対象世帯約5,000世帯、対象児童約8,000人】

②高校生を養育する者（上記「申請が不要な者」に該当する場合を除く。）

【対象世帯約11,000世帯、対象児童約16,500人】

③高校生に係る里親等及び障害児入所施設等の設置者

④新生児に係る公務員の児童手当受給者

【対象世帯約300世帯、対象児童約300人】

7 予算措置等

（1）国庫補助（令和3年度予算）

新型コロナウイルス感染症対策予備費に基づく交付金

（事業費、事務費とも10/10国庫補助）

（2）予算額（概算）

9, 258, 174千円

（内訳）事業費 約9, 150, 000千円（対象児童183,000人×5万円）

事務費 約108, 174千円（委託料、郵送料、手数料等）

※事業期間は、令和4年度に繰り越す見込みのため、事務費の一部についての令和4年度国庫補助については未定です。